

見える化通信

最低賃金の改定

働く人全体の生活の安定と向上をめざして

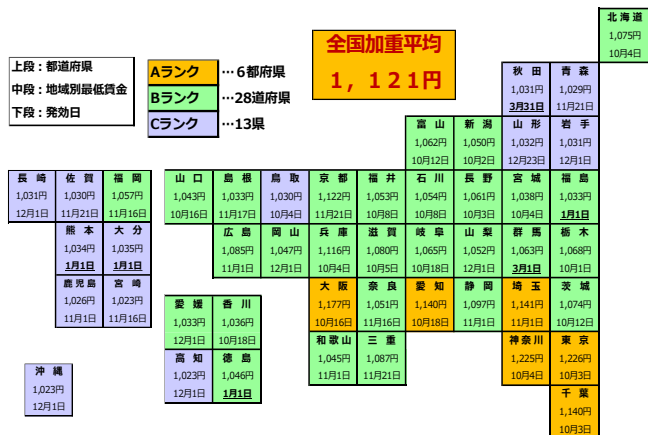
2025年度の最低賃金引き上げが10月から全国で順次適用されます。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき賃金の最低限度を定め、会社はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度で、「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があります。

電機連合 政策部門



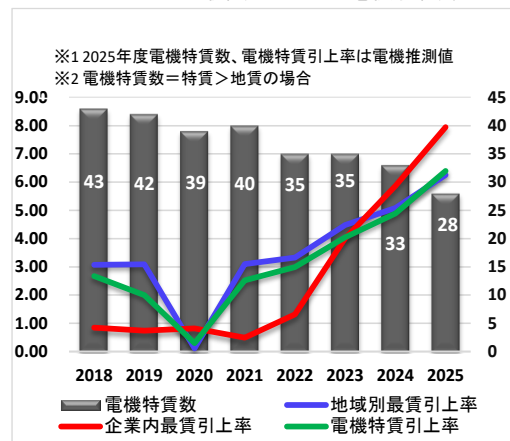
■図表1 2025年度の地域別最低賃金審議結果



「地域別最低賃金」は、外国人労働者も含めたすべての労働者に適用されます。金額決定にあたり、全国的な整合性を図るため、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、全地域を3ランクに分けた金額改定のための引上げ額の目安が提示されます。地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行い、金額を決定します。例年、10月1日改定がほとんどでしたが、近年は慎重な審議を重ねたことにより決定が後ろ倒しとなり、今年は発効日が翌年となる地域もあります。(図表1)

すべての人が対象の「地域別最低賃金」

■図表2 地域別最賃、電機特賃、企業内最賃引上率と電機特賃数



「特定最低賃金」は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使の申出に基づき、当該産業の基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されます。中央から目安が出されることはなく、どの産業に適用されるのかは都道府県によって異なります。また、労働者、使用者、公益の3者で構成される最低賃金審議会において、全会一致で必要性が認められなければ改正されません。

「特定最低賃金」と「地域別最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用されますが、近年、地域別最低賃金の大幅引き上げを理由に、使用者側が特定最低賃金の金額改正に反対し、地域別最賃に飲み込まれる地域が増えています。(図表2)

産業の基幹的労働者が対象の「特定最低賃金」

■図表3 最低賃金の種類

	法定最低賃金		
	地域別最低賃金	特定最低賃金	企業内最低賃金協定
意義	憲法で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するための社会的な仕組み	賃金格差の是正と産業の公正な市場競争を促し、産業の魅力と持続可能性を高めるための仕組み	企業内の賃金の最低額を保障することで、従業員の安心・安定を確保する
対象者	すべての労働者に適用 年齢、国籍、雇用形態、勤務形態を問わない。障がい者、外国人技能実習生にも適用される。派遣労働者は、派遣先の事業所の最低賃金が適用される。	産業ごとの基幹的労働者に適用 左記のうち、18歳未満、65歳以上、軽易業務等を除く。	企業内従業員 ※組合員、全従業員、年齢別最低賃金など、範囲は異なる
決定条件・方式	都道府県ごとの決定を義務付け 行政の諮問による審議会方式 中央最低賃金審議会 地方最低賃金審議会 ※審議会の設置は、労働者、使用者、公益の3者が合意の上で決定する。	産業ごと(都道府県ごと)に労使が必要と認める場合に設定 関係労使の申出・審議による審議会方式 由出には、企業内最低賃金協定の締結などが要件として求められる	労使合意で決定 統一闘争で産業別最低賃金(18歳見合い)の水準引き上げを行い、企業内最低賃金協定として協定期・水準改定する取り組みを推進!
罰金	最低賃金法により、上限1件50万円	労働基準法の賃金の全額払い違反となり、上限1件30万円	労働基準法の賃金の全額払い違反となり、上限1件30万円

*罰金の1件は、支払期ごとおよび労働者ごと

特定最低賃金の必要性審議や、金額改正を論議する際、企業内最低賃金協定書は、その根拠となる、最も重要な書類です。そのため、電機連合は統一闘争において産業別最低賃金(18歳見合い)の水準引き上げを行い、企業内最低賃金として協定するよう取り組みを推進しています。

電機連合は、統一闘争の成果を電機産業で働く未組織労働者を含むすべての労働者に波及させ、賃金の底上げを図るとともに、公正競争確保を通じたサプライチェーン全体の健全かつ持続的な成長をめざすため、特定最低賃金の金額改正に取り組んでいます。(図表3)

電機産業で働くすべての人々の賃金の底上げをめざして